

特定非営利活動促進法改正（平成24年4月1日施行）に伴う定款変更例

徳島県県民環境部県民環境政策課共助社会推進担当

現行の定款	変更後の定款
<p>【その他の事業がある場合】 (事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①～③ (略) (2) 収益事業 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その<u>収益</u>は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p>(職務) 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 (新設) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)</p> <p>(権能) 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び<u>収支</u>予算並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>収支</u>決算 (6)・(7) (略) (8) 借入金（その事業年度内の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)・(10) (略)</p> <p>(開催) 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)・(2) (略) (3) 第14条第<u>4</u>項第4号の規定により、監事から招集があったとき。</p>	<p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①～③ (略) (2) <u>その他の</u>事業 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その<u>利益</u>は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p>(職務) 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 <u>理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)</p> <p>(権能) 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (略) (4) 事業計画及び<u>活動</u>予算並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>活動</u>決算 (6)・(7) (略) (8) 借入金（その事業年度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)・(10) (略)</p> <p>(開催) 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)・(2) (略) (3) 第14条第<u>5</u>項第4号の規定により、監事から招集があったとき。</p>

【書面による決議を可能にする場合】

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 (略)

(新設)

【書面による決議を可能にする場合】

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(新設)

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)・(2) (略)

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)～(3) (略)

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 (略)

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)・(2) (略)

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)～(3) (略)

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

【その他の事業がある場合】

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

【その他の事業がある場合】

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 (略)

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の○分の○以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 (略)

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の○分の○以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)	(1) 目的
(2) 資産に関する事項	(2) 名称
(3) 公告の方法	(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
	(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る)
	(5) 社員の資格の得喪に関する事項
	(6) 役員に関する事項 (役員の数に関する事項を除く)
	(7) 会議に関する事項
	(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
	(9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき事項に限る)
	(10) 定款の変更に関する事項
(解散) 第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。	(解散) 第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
(5) 破産	(5) 破産手続き開始の決定
(6) (略)	(6) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

— 問い合わせ先 —

徳島県県民環境部県民環境政策課共助社会推進担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 088-621-2023
メールアドレス
kenminkankyouseisakuka@pref.tokushima.jp